



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦後国際経済関係再編成の構想と原理:戦後国際経済関係再編成の基本論理 1.
Author(s)	佐々木, 隆生
Citation	北海道大學 経済学研究, 30(2), 83-113
Issue Date	1980-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31500
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(2)_P83-113.pdf



戦後国際経済関係再編成の構想と原理

——戦後国際経済関係再編成の基本論理 1.——

佐々木 隆 生

は じ め に

第二次大戦後の帝国主義的国际経済関係は、少なくとも理念的には「自由・無差別・多角主義」及び「国際協力」を原理として再編成され、それ故にこそ1930年代の「ブロック経済」・「広域経済」の下では不可能であった世界市場の「統一」を実現し、もって国際分業の著しい発展を一特徴とする「経済成長」を実現してきた。しかし、「経済成長」の時代を象徴した1960年代アメリカの「百ヶ月を超える好況」の終焉とスタグフレーションの生成とともに始まった1970年代の世界経済は、「経済成長」の時代が終熄したことを否応ない現実をもって示すとともに、戦後国際経済関係にも一時代の終りが訪れたことを明らかにしたと言えよう。1971年8月、ニクソン合衆国大統領は、戦後国際経済関係の「枠組」が、「高いコスト」を要し、「圧力と緊張」を生み出すに至った、とする認識から「新経済政策」を発表したが、それは再三の「国際通貨危機」にも拘わらず維持されてきたブレトン・ウッズ協定以来の固定相場制を葬り去る第一歩をなすとともに、GATTの「自由貿易原則」を根底から動揺せしめる「通商戦争」の端を開いたのである。第四次中東戦争とともに生じた1973年10月以来の「石油危機」と、それに続く戦後未曾有の恐慌は、戦後国際経済関係が、あらためて再編成されるべき時期にきており、もはや修復不可能であることを、念を押すかのように証明するものであった。

当然のことながら、1970年代の世界経済にあっては、戦後再編成に次ぐ新たな国際経済関係の再編成が、意識されたる一課題とされてきた。1975年

11月のランブイエ先進国首脳会議に始まる数次の「経済サミット」は、他ならない「世界経済会議」であったが、そこで検討され、部分的にせよそこから実践が始まった幾つかの国際経済関係調整政策—それ等は、「変動相場制」「東京ラウンド」等「IMF・GATT体制」を現実に対応して修正する政策にとどまらず、エネルギー問題における「国際協力」、国際的需要管理政策、国際的産業構造政策等、戦後国際経済関係の「枠組」を越えた新たな調整政策を含むものである—は、²⁾「先進国」側の再編成の努力であり、これとほぼ同時期に UNCTAD 等を舞台に追求されてきた「新国際経済秩序」は、「後進国」側の再編成の努力であった。では、国際経済関係のこのような再編成の要請は何によってもたらされ、如何なるものであり、如何に果されうるのであろうか。更にまた、それは今日の階級諸関係に如何に作用するのであろうか。³⁾世界経済論の解くべき最も今日の課題は、ここにあると言えよう。

小論は、このような今日の課題に筆者なりの回答を与える作業の第一歩として、些か迂遠のきらいはあるが、「自由・無差別・多角主義」及び「国際協力」を理念的原理としてなされた戦後国際経済関係再編成それ自体を検討するものである。けだし、戦後再編成の展開過程、その本質・内容及びそこに内在する諸矛盾—総じて戦後再編成の基本論理とでも表現しうるこれ等の理解を通じて、「経済成長」を支えた戦後再編成と今日の再編成の要請との関係をはじめて把握しうる、と考えられるのである。⁴⁾

なお、小論は、筆者のこれ迄の資本輸出に関する研究を、戦後の歴史的現実⁵⁾に延長し、これ迄専ら『帝国主義論』を中心に言及してきた「多国籍企業」問題を、具体的現実⁶⁾に即して分析する作業の第一歩をもなすものである。周知の如く、「多国籍企業」による資本のコスモポリタンな運動は、すぐれて戦後再編成された国際経済関係の基礎⁷⁾上に発展し、かつまたそのコスモポリタニズムなり「国際的相互依存性」は新たな再編成の規定要因をなしている⁸⁾、と看做されている。このことは、「多国籍企業」問題を租上に置くにあたって、戦後国際経済関係再編成の基本論理が不可欠であることを示すもの

であろう。

主題への論及の前に一言。紙幅その他の都合から、小論は二部に分れることになった。第一部は本稿であるが、これに続くものは「戦後国際経済関係再編成の実践過程」と題して、別の機会に発表することにしたい。御了解を乞うものである。

〈注〉

- 1) N. Samuels (Deputy Under Secretary for Economic Affairs), Aims of President Nixon's Economic Program Presented to the GATT Council, "The Department of State Bulletin", Vol. LXV, Sep. 20, 1971, pp. 305-308. なお、「新経済政策」の対外的側面と裏づけとなるニクソン政権の世界経済及び国際経済関係についての総括的把握は、いわゆる「ピーターソン報告」を参照されたい。
- 2) 周知の如く、これ等の政策は同時的に提起されたものではない。エネルギー問題に関する「国際協力」及び国際的需要管理政策はランブイエ以来のものであり、国際的産業構造調整政策は東京会議前に、OECD や日米欧委員会より提起されてきたものである。この内、国際的需要管理政策は、戦後の「国際協力」の思想と政策の発展とも言えようが、国際的産業構造調整政策は本稿が論ずるところの「自由・無差別・多角主義」と「国際協力」の対立の止揚を試みんとするものであろう。
- 3) 戦後再編成によって形成された国際経済関係の枠組の崩壊は、直ちに危機につながるものではない。それが階級諸関係に如何なる作用を及ぼすかが、それと危機との関連を解く鍵をなすと考えられる。「危機」の乱用が危機の把握を不明にする傾向は戒められるべきである。
- 4) このことは、単に先行する歴史の研究が必要である、という一般的な意味を超えて理解されねばならぬ。けだし「自由・無差別・多角主義」なり「国際協力」、特に前者と新たな「経済ナショナリズム」との対立関係を通して今日の再編成の方向を把握する試みがあるからである。たとえば R. Gilpin, U.S. Power and the Multinational Corporation, 1975 (邦訳『多国籍企業没落論』, 1977 年, ダイヤモンド社), 石崎昭彦『新経済ナショナリズム』, 1979 年, 東大出版会, 川田侃「世界不況の政治経済学」(『国際政治』第 60 号, 1978 年, 有斐閣, 所収)を参照されたい。筆者は、このような見解を必ずしもよしとしないが、既に注 2) で触れた問題なども含めて、「自由・無差別・多角主義」及び「国際協力」が如何なる意味で新たな再編成を規制するかという点に、注意すべき論点が存在すると考えている。いずれ、別に機会を得て論じたい。
- 5) たとえば佐藤定幸「多国籍企業の行動と論理」(『経済研究』第 23 巻第 3 号, 1972 年, 所収)は、こうした見解の典型であろう。
- 6) たとえば川田侃教授の前掲論文を参照されたい。

I. 戦後国際経済関係再編成の端緒

戦後国際経済関係の再編成は、単に破壊されたものを復興するというのではなく、戦後の体制的危機に対応して具体的に検討され、現実のものとなっていた。このことは誰しも認めるところであろう。だが、そこから直ちに、戦後国際経済関係再編成のプログラム自体が、戦後の体制的危機によって生み出された、と理解するのは、短絡でしかない。1930年代の「ブロック経済」・「広域経済」に替わる新たな国際経済関係を大战後に如何に確立するか、という問題は、大战当初の連合国の戦後処理原則確立の過程で取扱われ、かつそこにおいて、既に「自由・無差別・多角主義」及び「国際協力」という戦後国際経済関係の理念的原理が戦後再編成構想の原理として承認せられていたのである。1941年8月、合衆国大統領 F. D. ローズヴェルトと英首相 W. チャーチルによって、戦後処理原則を、したがってまた両国の戦争目的を明らかにするものとして発表され、後に連合国全体の合意とされた大西洋憲章は、その第四項において、両国は「既存の義務を尊重しつつ、すべての諸国が、大国小国たるを問わず、戦勝国敗戦国たるを問わず、平等な条件の下に、経済的繁栄に必要とされるところの貿易を行い、原料を確保する権利の享有を促進するよう努力するものである」と述べ、更に第五項では、「すべての国々が、それぞれの雇用水準の向上、経済的發展、社会保障の改善を達成する目的をもって、経済面で最大限の協力を行うことを望むものである」と述べ、あわせて「ブロック経済」・「広域経済」に替わるところの、したがってまたナチスの「新秩序」¹⁾に対抗するところの戦後国際経済関係再編成構想を謳いあげていたのである。このうち、第四項が「自由・無差別・多角主義」原理に基づくものであり、第五項が「国際協力」原理に基づくものであることは、あらためて論ずる迄もないであろう。なお、このような再編成構想が、1942年1月連合国の合意するところとなり、同年2月の米英相互援助協定第7条で更に具体的な表現を得るところともなり、その

具体化の作業が進められていったことは、周知の通りであろう。²⁾従って、第二次大戦後の国際経済関係再編成の端緒は、先ずここに求められなければならないまい。

ところで、このように大西洋憲章において、戦後国際経済関係を「自由・無差別・多角主義」及び「国際協力」の両原理に基づいて再構成することがはじめて指示されたのであったが、両原理は、決して同一視されるべきものでもなければ、あらかじめ調和的に組み合わせられて表現されたものでもなかった。しばしば、両原理の一方のみを戦後国際経済関係の枠組の理念をなすものと看做したり、両原理を同一視または混同する傾向もあるので、この点にやや立入っておこう。

大西洋憲章第四項、第五項にみられる「自由・無差別・多角主義」及び「国際協力」を原理とする再編成構想は、そもそも米英両国が大西洋会談当初から等しく望んだ結果として、今日ある形にまとめられたものではなかった。³⁾大西洋会談に臨んで、憲章第一草案を用意したのは、イギリス側であったが、チャーチルがローズヴェルトに提出したその草案第四項は、「両国は、その領土的境界内のみならず、世界各国に重要物資の公正かつ公平な分配 (a fair and equitable distribution) を実現すべく努力するものとする」と述べているにすぎず、現憲章第五項は無かったのである。アメリカにしてみれば、これは戦後国際経済関係再編成を色褪せた帝国主義的政策である「公正公平主義」原理に基づいてなさんとするものであり、30年代の秩序をある意味で代表したオッタワ協定の温存の基礎上に戦後世界経済の再建を試みるものとしか理解しようがないものであった。ローズヴェルトは、チャーチルの第一草案のうちほとんど第四項にのみ重大な反対意見をもったが故に書きかえた第二草案を提示し、憲章第四項を、「両国は、凡ての諸国民が、差別されることなく平等な条件の下に (without discrimination and on equal terms)、経済的繁栄に必要とされるところの市場と原料とに接近する権利を享有するよう努力するものとする」とすることをチャーチルに求めたのである。この憲章第二草案第四項が、現行の第四項よりもはるかに鮮明に、「自

後米英間を中心に制度的に由・無差別・多角主義」原理に基づいて戦後国際経済関係、特に通商関係の再編成を意図したものであることは、一見して明らかであろう。「自由・無差別・多角主義」は、かくしてアメリカ側の要求の結果として、憲章成立過程に登場してきたのであった。

しかし、ローズヴェルトの修正した憲章第四項はオッタワ協定に触れるものであるが故にチャーチルの一存では合意不可能であり、かつまた熱心な帝国特惠論者ビーヴァーブルック卿 (Lord Beaverbrook) が英連邦特惠関税制度の解体に反対したこともあって、チャーチルは、そのままの形で第二次草案を承認するわけにはいかなかった。そこで、ロンドン戦時内閣の意向を確かめた上で、チャーチルは、第二次草案中の「差別されることなく」を削除し、「市場」を「貿易」にかえ、第二次草案冒頭に「既存の義務を尊重し」を加えるよう再修正をローズヴェルトに申し入れ、同時にそれ迄は無かった現行第五項をあらためて加えるよう提案したのであった。アメリカ側では、内部で意見の相違があったが、ローズヴェルトはチャーチルの第四項に関する再修正を承認した。第五項は、なりゆきから言えば、「自由・無差別・多角主義」にイギリス側が賛成する条件として加えようとしたものであったが、ローズヴェルトはこれを異論なく承認したと言われる。かくして、「自由・無差別・多角主義」がアメリカ側の要求の結果として憲章成立過程に登場したのに対し、「国際協力」はイギリス側の要求の結果として登場したのであった。これに関してはなお、ローズヴェルトが、第五項の挿入に合意した事情が十分明らかでないとしても、憲章発表直後のアメリカ政府関係者が、大西洋憲章に謳われた戦後国際経済関係再編成構想について言及する際に、ほとんど第四項にのみ着目していたことに留意すべきであろう。大西洋会談に国務省を代表して参加し、最初にチャーチルの憲章草案第四項を書き替えたウェルス国務次官 (Wells, Samner) は、1941年10月の第28回外国貿易大会の晩餐会席上、憲章第四項のみに言及して、「大西洋宣言は、凡ての諸国が、その合法的貿易に関しては、関税引上げ、特惠制、差別措置もしくは偏狭な双務的諸措置によって牽制されたり、抑圧されることのないよう

期する権利を有することを意味している」と「自由・無差別・多角主義」的再編構想のみを評価していたし、また国務長官 C. ハル (Hull, Cordell) も、1945 年 5 月の外国貿易週間の行事に際して声明を明らかにする中で、「通商関係のみならず、通貨金融及びその他凡ての国際経済関係を、健全な基礎の上に復権させる」ものとして、大西洋憲章第四項を引用していたのである。⁵⁾

さて、かくして、戦後の体制危機に先立って「自由・無差別・多角主義」及び「国際協力」の両原理に基づく戦後国際経済関係再編構想が生まれ、かつ両原理があらかじめ調和的に組み合わせられたものでなかったことが明らかである。では、何故、「ブロック経済」・「広域経済」或いは「新秩序」に対抗する連合国の戦後国際経済関係再編成構想は、「自由・無差別・多角主義」及び「国際協力」を理念的原理とするに至ったのであろうか。また、「自由・無差別・多角主義」と「国際協力」の両原理の組合せに基づく戦後再編成構想は、如何なる内容をもつものであったのであろうか。戦後の体制危機が戦後再編成を現実のものとしていった過程の検討に先立って、これらのことが明らかにされねばなるまい。以下、本稿では、「自由・無差別・多角主義」と「国際協力」のそれぞれの内容とその相互関連を追う中で如上の問題を検討していくことにしよう。

〈注〉

- 1) Joint Declaration of the President of the United States and the Prime Minister of Great Britain, "The Department of State Bulletin", Vol. V, Aug. 16, 1941, pp. 125-126.
- 2) 大西洋憲章から英米金融協定に至る戦後国際経済関係再編成の史的過程については、R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, 1969 (new, expanded edition), (邦訳『国際通貨体制成立史』, 1973 年, 東洋経済新報社) が詳しい。
- 3) 以下、大西洋会談の状況については、R. N. Gardner, op. cit., pp. 40-53, 邦訳(上) 153-172 頁, を参照されたい。憲章草案は、いずれも同書引用のものである。
- 4) "The Department of State Bulletin", Vol. V, Oct. 11, 1941, pp. 266-270.
- 5) "The Department of State Bulletin", Vol. VI, May 23, 1942, pp. 478-479. このハルの演説は特に以下の理由で注目すべきである。後に述べる如くハル自らが熱心に推進した「自由・無差別・多角主義」は、明らかに通商面に著しく傾斜した再編成原理であり、これに対して「国際協力」は通貨・金融面に著しく傾斜した再編成

原理であったとも言えるのであるが、そのような意味で「自由・無差別・多角主義」と「国際協力」の間に補完関係があるとは、ハルは見えていなかったのである。なお、この演説でハルが憲章第四項が「通貨金融」をも律すると見ていることは、「ハルの原理」としての「自由・無差別・多角主義」が著しく通商面に傾斜していたことと矛盾するものではない。II で引用する 1941 年 5 月のハルの演説の「五原則」をみれば、それは明らかであろう。そこでは健全な自由貿易が健全な決済を促す、との古典的教義が示されているのである。以上、些か先廻りしすぎの感があるが念のため。

II. 「自由・無差別・多角主義」

戦後国際経済関係再編成にあたって「自由・無差別・多角主義」を普遍的原理とすべし、という考えは大西洋会談に臨んだアメリカの経済外交方針の基本をなすものであった。とはいえ、「自由・無差別・多角主義」が、アメリカ政府によって明確に定義づけられ、そのようなものとしてアメリカの経済外交方針の基本に据えられたか、ということになると容易には結論し難い側面があった。

「自由・無差別・多角主義」は一見して明快な如く、1930 年代の「ブロック経済」・「広域経済」下での普遍的現象をなす「保護主義」「差別的措置」「双務主義」に対置されるものであるが、つきつめて定義を下すとすれば、ほとんど「自由貿易主義」に一致するであろう。現に、アメリカの経済外交方針を立案した当事者は、そのように考えていた。当時のアメリカ側の経済外交方針の決定を担当したのは、国務省であったが、「自由貿易主義」に基づいて戦後国際経済関係の再編成を行うことは、南部の典型的自由貿易主義者にして、1934 年互惠通商協定法の立案者でもあった国務長官 C. ハルの考えにそうものであった。というよりも、その方針は、何よりも先ず C. ハルの信念と情熱とによってたてられたのである。ハルによれば、種々の貿易障壁、即ち「保護・差別・双務主義」的諸措置を生み出した第一次大戦後の「経済ナショナリズム」こそ、世界経済の縮小均衡をもたらし、更に「商品が越えなければ軍隊が国境を越える」事態、即ち第二次大戦を引き起したのであった。換言すれば、「保護・差別・双務主義」は、「繁栄と平和」の主敵と考

えられていたのである。では「保護・差別・双務主義」を、ひいては「経済ナショナリズム」を否定し、「繁栄と平和」に至る途は何処に見出されるべきであろうか。ハルによれば、それは自由貿易主義に基づく国際経済関係の再建に見出されるべきであった。大西洋憲章に先立つ1941年5月、彼は「外国貿易週間」におけるラジオ演説で、明快に次の如く述べていた。「もし開放された貿易の体系が堅固にうちたてられないとすれば、政治的不安定が慢性的となり、経済的崩壊が頻発するであろう」と。そして同じ演説の中で、ハルは「戦争終結時の諸政策が導かれるべき諸原則」として、(1)「極端なナショナリズム」による過度の貿易制限の否定、(2)国際通商関係における「無差別主義」の確立、(3)原料供給における「差別措置撤廃」、(4)国際商品協定における消費国保護、(5)凡ての国の重要事業及び継続的發展に援助を与え、凡ての国の福祉に調和して貿易を通ずる決済を可能とする国際金融機関及び制度の確立、これ等五原則を掲げたのであった。⁸⁾ やや「無差別主義」の強調が目立つが、これが「自由・無差別・多角主義」に基づくものであり、大西洋会談でローズヴェルトがチャーチルに示した憲章第二草案第四項と同一の趣旨を有するものであり、かつまた自由貿易主義的教義を唯一の基礎とするものであることが明らかであろう。この点からすれば、まさしく大西洋会談に臨んだアメリカの方針と態度、及び大西洋憲章第四項の基本的内容は、「ハルの原理」が歴史的現実を規制するに至ったもの、と見ることができるのである。

しかし、大西洋会談に臨んだアメリカの方針と態度、ひいては戦後国際経済関係再編成に対するアメリカの方針は、凡ての面にわたって厳密に「19世紀的な」或いは「ジェファソンのな」ハルの自由貿易主義をもって規定されるものではなかった。何よりもローズヴェルト自身が、ハルのような単純な自由貿易主義的国際主義者ではなかった。ローズヴェルトは、政權を担当した直後には、「商品と近代文明の必要という観点からみて、著しく変動することのない永続的購買力を通貨に与える目的の下に行われるところの通貨の国際統制のための努力」を経済政策の最優先課題とした「爆弾声明」をもって、

1933年のロンドン世界経済会議を「休会」に追い込み、「経済ナショナリズム」の典型的政策とも言えるホーレイ・スムート関税を維持する政策を実施していた。⁴⁾そして、ローズヴェルトのこのような政策立案には、ハルとは正反対に、貿易障壁を維持するとともに管理通貨制を実現しようとしていた R. モーレイ (Moley, Raymond) や R. タグウェル (Tugwell, Rexford) 等の「経済ナショナリスト」が「ニュー・ディール」の「ブレイン・トラスト」⁵⁾として参加していたのであった。ローズヴェルトは、緊急時にあって物価下落を抑制するために国際通商問題の解決を延期し、国際金本位制と訣別したとはいえ、「心の奥底ではウィルソン流の国際主義者」⁶⁾であり、長期的には保護主義に将来が無いことを確信していたとも言われる。だがハルとローズヴェルトの処方箋の間には大きな断絶があった。それは何よりも、恐慌脱出策の立案・実行に際して、ハルが「門戸開放」に優先順位をつけたのに対して、ローズヴェルトが国内景気回復策に優先順位をつけたこと自体が物語っているといえよう。ローズヴェルトは、モーレイのような「国家的自給自足 (national selfsufficiency)」の主張者ではなかったにせよ、ハルが有した自由貿易が、或いはまたレッセ・フェールが自律的に世界経済を調和へと導くという信念を持ちあわせてはいなかったとみるべきである。しかも、D. アチソン (Acheson, Dean) によれば、ハルは「最も無力な閣僚」⁷⁾であって、ローズヴェルトは、国務省の領域である外交に関しても、しばしばハルを無視して、財務長官 H. モーゲンソー (Morgenthau, Henry) や H. ホプキンズ (Hopkins, Harry) のような友人を縦横に用いたが、そのモーゲンソーは1944年には「モーゲンソー・プラン」⁸⁾にかかわって「ハルの原理」に対立する対英政策を提示させたのであった。換言すれば、ローズヴェルト自身を含めて、ローズヴェルト政権が「ハルの原理」をそのままの形で承認し、それを全体の意志とはしていなかったのである。

では、何故1941年の時点でアメリカの基本方針は、「ハルの原理」をもって律せられたのであろうか。単に「戦争の初期には、合衆国の対外経済政策の策定責任が国務省にあった」⁹⁾という以上の事情が、更にまたハルの「狂信

的な一徹さ¹⁰⁾」がローズヴェルト政権を動かしたという以上の事情がそこにはあったとみなければなるまい。即ち、「19世紀的」であり「ジェファソンの」な「ハルの原理」が有した現実性が、である。

ローズヴェルト政権が戦後国際経済関係再編成構想の立案に際して「ハルの原理」をその基礎とするに至ったには、何よりも次のような普遍的歴史把握があったからであった。即ち、国際経済関係の戦後再編成こそは、ヴェルサイユ体制の失敗の教訓からみて重視すべきであり、「保護・差別・双務主義」の横行による経済戦を契機として軍事戦争の生ずるが如き戦後処理の仕方は絶対に許されるべきではない、という普遍的歴史把握がである。こうした歴史把握と表裏の関係をなして、ナチスの「新秩序」は、否定されるべき国際経済関係の典型であった。ローズヴェルト自身、1940年1月上下両院に対する演説において、「世界戦争以後の長年に我が国を含めて大部分の国々がとってきた盲目的な経済的自己本位は、諸国間の通商径路を封ずる貿易制限措置という破壊的な機雷面の敷設に帰着した。この政策は現在の戦争の諸原因の一つである」と述べていた¹¹⁾。その限りでは、ハルの「経済ナショナリズムの結果戦争が生じた」とする認識は、ローズヴェルト政権全体の認識であり、また「ハルの原理」である「自由・無差別・多角主義」は、「ブロック経済」・「広域経済」の制度的手段をなす「保護・差別・双務主義」に対する明快なアンチ・テーゼとして、受容されうる現実性が存在したのである。けれど、第一に、果して「自由・無差別・多角主義」が真に「ブロック経済」・「広域経済」に対立する概念を有し、亦そのような現実的意義を有しうるか否かは別としても、政策としては、「保護・差別・双務的」措置と「自由・無差別・多角的」措置とは、対立するものであったし、第二に、「諸国間の通商径路を封ずる貿易制限措置」を解除し世界市場の分裂を克服する武器は、最も完成され、容易に理解されうる「自由貿易主義」の教義においては、これとって見当らなかったのである。疑いもなく、当時であっては一今日においてもなおそうであるが—「自由貿易主義」は、「通商平和」のほとんど唯一の教義であった。

「ハルの原理」の現実性は、更にアメリカの特殊的利益にも基づいていた。即ち、J. ヘイ (Hay, John) の「門戸開放」論以来、アメリカは世界市場への進出を積極的にのぞみ、後進帝国主義として世界市場に新規参入するために「機会均等」を対外経済政策の基本とする傾向にあったが、それは両大戦間期と第二次大戦中を通じて、より明確にしてかつ普遍的な主張になるに至っていたのである。確かに大戦間期のアメリカ貿易は、1920年に輸出入とも80億ドル台となって以降、1920年代の好況期にはむしろ低迷し、1940年迄に50億ドル台に達したのは僅か1928、29年の両年と1940年の三回に過ぎず、国内生産に占める輸出入比率も低く、輸出比率は1920年代の好況期に5%前後、30年代には3%台、同様に輸入比率はそれぞれ4%と2.5%強であったが、「新興産業」を中心にアメリカにとっての外国市場の意義は増大しつつあった。20年代の輸出全般の低迷にも拘らず、自動車及び自動車部品の輸出は1929年には541百万ドルとなり前のピークの1920年の303百万ドルを優に越え、石油及び石油製品も1920年の593百万ドルに対して1929年には962百万ドルを記録していたのである。¹²⁾ しかも、「新興産業」を主としてアメリカの製造工業は、第一次大戦後の貿易制限をのり越えて市場を確保すべく積極的に対外投資を行い、ヨーロッパに対するアメリカ製造工業直接投資残高は、1919年の280百万ドルから1929年の637百万ドルへと、同様にカナダへのそれは、400百万ドルから820百万ドルへと飛躍的に増大していたのである。¹³⁾ 第二次大戦後にみられる一現象である「輸出を凌駕する在外生産」は、この頃から部分的には始っていたのである。¹⁴⁾ 1929年恐慌と、それに続いた通商戦争、そして「ブロック経済」・「広域経済」の生成は、アメリカの輸出の激減を招くとともに、投資活動にも圧迫を加えるものに他ならなかった。オッタワ協定、ナチスのアウタルキー等は、アメリカの輸出を制限し、在外子会社の送金を妨げ、在外子会社の活動を種々の貿易制限で狭くし、アメリカ独占体の「自由な」市場分割を妨げる以外の何ものでもなかったのである。当然のことながら、ハルの「自由貿易主義」は、「機会均等」を楨杆に「自由な」市場分割を実現せんとする新興産業を中心としたアメリカ独占

体の欲求に合致するものであり、ひいては失業と投資停滞に悩むアメリカの客観的利害に合致するものに他ならなかった。ハルは、この意味では、アメリカのコブデンでありえたのである。国内景気回復策を重視したローズヴェルトも、この客観的現実を無視することはなかった。ローズヴェルトは、前の1940年1月の演説でも「もし我々が高い水準の生産と雇用を維持せんとすれば、世界輸出市場に多くの生産物の余剰分を売らねばならない」と述べ、更に「合衆国は世界の貿易径路を開放するためにその影響力を行使しなければならぬ」と述べていたのであった。¹⁶⁾世界市場をアメリカの産業的・金融的諸力にあわせて再編することが求められた結果、アメリカは最早ホーレイ・スムート関税の如き「孤立主義」的経済外交を維持しえなくなっていたのである。¹⁶⁾1934年の互惠通商協定法は、そうした流れを最初に表現したものであったと言えよう。ハルは、かくして経済外交に関しては、モーレイよりもはるかにアメリカの現実を表現していたのである。

「ハルの原理」が有していた現実性は、そのまま「自由・無差別・多角主義」的再編成構想が、イギリスをはじめとする連合国によって容れられた根拠ともなった。第一に、イギリスをはじめとする連合国にしても、「ヴェルサイユ体制」即ち報復的再分割体系を再現し、それと並んで「ブロック経済」・「広域経済」の基礎上に「ジャングルの法則」が支配する世界経済を再現してはならないことは、自明とも言うることであった。それは再び均衡破壊と縮小均衡そして新たな政治的危機を生ぜしめるものに他ならなかったと言えよう。最も成功した「ブロック経済」の当事者であるイギリスにおいてさえ、そのような認識は次第に強まり、帝国への愛着や帝国自由貿易論者の主張は、戦後国際経済関係再編成の普遍的原理の確立に際しては、たかだかイギリスの特殊の利益を代弁し、特殊事情の斟酌を求めるものでしなくなっていたとも言えよう。憲章発表後のイギリスの経済ジャーナリズムや世論の動向は、それを反映していた。少なくとも憲章第四項への公然たる反対は無かったのである。¹⁷⁾

無論、そうはいっても、「ブロック経済」・「広域経済」を戦後国際経済関

係再編成の前提としないという判断は、「ハルの原理」の承認には直接結びつくものではない。その間には、後にも述べる種々の問題が存在したのである。にも拘わらず、イギリスが「ハルの原理」を承認せざるを得なかった背景には、なお「ハルの原理」が有していたもう一つの現実性を、イギリスが認めざるを得なかったという事情が在った。即ち、「自由な」市場分割を求めてやまないアメリカは、その欲求の背景をなす産業的・金融的支配力の故に、イギリスをはじめとする連合国の兵器廠の役割を引き受けており、イギリスは、歴史上しばしば起った類似の例にもれず、「糧道を確保する」ために強国の論理を承認せざるを得ず、更にまた、イギリスが「シャハト流の術策にふけるならば、アメリカはわれわれの先例を追い、ゲームにおいてわれわれを打ち負かすであろう¹⁸⁾」という予想が余りに明確であったが故に、アメリカの特殊的利益を体現する「ハルの原理」を承認せざるを得なかったのである。大西洋憲章において示された「自由・無差別・多角主義」を更に具体的に定義するに至った米英相互援助協定第7条をめぐる米英間の交渉は、こうした事情を、ほとんど象徴的と言える程に示していよう。周知の如く、この交渉にあってイギリスを代表したケインズは、「ハルの原理」を「ハル氏の狂気じみた提案」と述べ、これを拒否したのであったが、交渉の最後にあってアメリカは、もしイギリスが第7条を受け容れない場合には「全条文を撤回し」凡てを一からやり直さねばならぬ、とする最後通告をつきつけ、「ハルの原理」をイギリスに承認させたのであった¹⁹⁾。かくして、「ハルの原理」は、すぐれてそのアメリカ的利益を代表していたが故に、戦後国際経済関係再編成の原理として、イギリスをはじめとする連合国の承認するところとなったのである。もっとも、そのことはまた他面では、アメリカが既に西半球の一帝国にとどまらず、普遍的帝国となったことを示すものでもあったとも言えよう。即ち、アメリカの利益は、第一にそれに基づいてこそ世界経済の再編成が可能であるほど迄に、普遍的利益となり、第二に、時代の普遍的状況 — 「ジャングルの法則」への回帰の否定 — に一定の適合的な論理を与える迄になっていたからである。はなはだ形式的な歴史上の類似にすぎぬ

が、この限りでは、アメリカは19世紀のイギリスと同じような普遍的帝国となっていたのである。

〈注〉

- 1) R. N. Gardner, op. cit. pp. 1-10, 邦訳(上) 101-129頁参照。なおローズヴェルト政権の内でのハルの役割については、A. M. Schlesinger, Jr., *The Coming of the New Deal—The Age of Roosevelt Vol. 2*, 1958, pp. 179-260, 邦訳『ローズヴェルトの時代 II』, 1963年, ベリかん社, 148-216頁, 参照。
- 2) “The Department of State Bulletin”, Vol. IV, May 17, 1941, p. 575.
- 3) Ibid.
- 4) A. M. Schlesinger, Jr., op. cit. pp. 179-260, 邦訳 148-216頁, 参照。
- 5) Ibid.
- 6) A. M. Schlesinger, Jr., op. cit., p. 192, 邦訳 158頁にみるこのようなローズヴェルトの評価は、近年ではなお強調されている。たとえば R. Dallek, *Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, 1932-1945*, 1979は、その好例と言えよう。
- 7) D. Acheson, *Present at the Creation*, 1970 (Signet ed.), pp. 30-33, 邦訳『アチソン回顧録 I』1979, 恒文社, 28-30頁。
- 8) Ibid. 参照。なおモーゲンソー・プランについてはハル自身も回想している (C. Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, Vol. II, 1948, pp. 1602-1622) が、他に R. Dallek, op. cit., pp. 472-478, L. C. Gardner, *Economic Aspects of New Deal Diplomacy*, 1964, pp. 267-270, 等参照。
- 9) R. N. Gardner, op. cit., p. 16, 邦訳(上) 118頁。
- 10) D. Acheson, op. cit., p. 31, 邦訳 28-29頁。
- 11) *Annual Address of the President of the United States*, delivered before a Joint Session of the Two Houses of Congress, January 3, 1940, “Documents on American Foreign Relations” Vol. II, ed. by S. S. Jones and D. P. Myers, 1940, pp. 34-41.
- 12) 以上のアメリカ貿易に関する統計については、*Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1957*, 1961, pp. 529-556 に基づいている。
- 13) M. Wilkins, *the Maturing of Multinational Enterprise*, 1974. p. 55, 邦訳『多国籍企業の成熟(上)』, 1976年, ミネルヴァ書房, 61頁。当時の対外直接投資については、Ibid., pp. 49-163, 邦訳 56-194頁を参照されたい。
- 14) たとえば自動車産業については、そうした事例が個々の企業、特定国の市場にみられる(橋本輝彦「アメリカ自動車独占企業の海外進出」, 『経済学』第34巻第3・4号, 1973年, 57-67頁参照)。

- 15) Annual Address of the President of the United States, op. cit., pp. 37-38.
- 16) 何故アメリカがホーレイ・スムート関税の如き「孤立主義」的経済外交を採りえたか、については本稿 III の注5) で触れる事情も関連していよう。付言しておくが、「孤立主義」については、これ迄種々論議のあるところであり、経済的にのみ論じうるものでもない。それ自体についての研究が要されることは言う迄もないことではあるが、本稿はそこ迄立入るものではない。いずれ機会を得て論ずる所存である。
- 17) 大西洋憲章に対するイギリスの反応については R. N. Gardner, op. cit., pp. 47-52, 邦訳(上) 162-168 頁。
- 18) R. F. Harrod, The Life of John Maynard Keynes, 1951, p. 526, 邦訳『ケインズ伝(下)』, 1967年, 東洋経済新報社, 583 頁。
- 19) 相互援助協定第7条をめぐる英米交渉については, R. N. Gardner, op. cit., D. Acheson, op. cit., R. F. Harrod, op. cit. を参照されたい。

III. 「ハルの原理」の限界

様々な不協和音を響かせながらも、「ハルの原理」は、大西洋憲章によって戦後国際経済関係再編成構想の原理として承認されるに至った。しかし、「ハルの原理」である「自由・無差別・多角主義」は、これ迄見たような現実性を有しながらも、他面では極めて観念的性格を、即ち戦後再編成の客観的要請に耐え難い限界をも有するものであった。けだし、「ハルの原理」は「19世紀的」かつ「ジェファソンの」な「自由貿易主義」以外の何ものでもなかったからに他ならない。

第一に、そもそも自由競争に替わって独占が支配する資本主義の歴史的段階において、「自由貿易主義」は、その教義を実現しうるものであろうか。夙に「帝国主義的政策」に反対してハルと同様の願望を抱いたカウツキーに対して、レーニンが論じた如く、答は「否」でしかない。¹⁾ 19世紀中葉に、「自由貿易主義」が時代の理性でありえたのは、資本主義がその経済的合理性において「自由主義」的編成を支配的に実現していたからに他ならなかった。古典派の貿易理論とそれに基づく貿易政策は、確かに労働価値説を否定し、国際経済関係を余りに調和論的に描いたものではあったが、「自由主義」的資本主義の経済的合理性を最もよく反映したものであったと言えよ

う。しかし、そのような理論及び政策は、自由競争に替わって独占が支配する資本主義の経済的合理性を表現しはしない。たとえば、それは国内における資本移動の問題一つをとっても明らかとなろう。「自由貿易」を経済的に合理的とするところの国際分業形成の論理が、真に貫徹するために、資本と労働力の国内移動の自由が前提とされるのであるが、独占資本主義段階にあっては、国内における資本移動は独占特有の諸制限に囲まれているのである。その意味では、独占資本主義の確立以降、「自由貿易主義」は、政策としては存在しえても、ブルジョワ的な意義の限界内においてさえその教義の実現の面からは存在しうべくもなくなっていたのである。

では、資本の命ずる合理的国際経済関係としての「自由貿易主義」は、独占資本主義においては、全くその意義を失ってしまうのであろうか。そうではない。資本の諸法則は、競争が支配的になるにつれて、現実には作用するものとなるのであるが、競争が制約される場合にも、「傾向」として作用するのである。²⁾その限りでは、自由貿易を合理的とする資本の法則は、独占資本主義にあっても「傾向」としては作用するのであり、従ってまた「自由貿易主義」は、その本質的意義を失うとしても、一定の意義を有するのである。³⁾このことは、独占資本主義にあっても、対外依存の高度な国や、例外的に高い対外競争力を有する国が、しばしば「自由貿易主義」の提唱国となることに示されていると言えよう。「ハルの原理」がアメリカの特殊的利益の現実を背景にしたのは、まさに如上の事情があったからに他ならない。だが、他面このことは、直ちに「ハルの原理」が観念的であることをも示すものである。即ち、そのような事情があるが故に、アメリカ以外の諸他列強は、「自由・無差別・多角主義」を、アメリカが望むような形では、またハルが望むような「自由貿易主義」の教義そのままの形では、到底承認しうべくもなかったのである。換言すれば、「自由・無差別・多角主義」は、その時々列強の政治的・経済的諸力の絡みあう現実の中で、傾向的に追及される一理念にとどまる運命を、最初からもちあわせていたと言えるのである。「自由・無差別・多角主義」が戦後再編成構想の原理として承認されたその第一

日目からそのことは明白であった。アメリカの提出した憲章第四項の冒頭に、「既存の義務を尊重しつつ」という留保条件が加えられたことが、そのことを雄弁に物語っている。

かくして、「ハルの原理」としての「自由・無差別・多角主義」が、独占資本主義の基礎の上では、自ずと限界を有するものであったことが、しかも二重の意味でそうであったことが明らかである。しかし、「ハルの原理」の観念性は、以上述べたことにつぎるものではなかった。むしろ、本質的限界はその先にあったのである。

そもそも「ハルの原理」によって否定されるべきものとされた「保護・差別・双務主義」を生み出した「ブロック経済」・「広域経済」は、何故 1930 年代の国際経済関係を支配するに至ったのであろうか。何よりもまず、「ブロック経済」・「広域経済」は、19 世紀的な均衡の崩壊した世界市場において、1929 年恐慌によって生じた国内経済危機と勢力圏の経済危機を克服せんがために、列強が自己の勢力圏を以前に増して排他的に支配するものであった。だが、それ等はまた、歴史上偶々生じた多角決済構造の崩壊、或いは世界市場の不均衡に対処するために選択された政策や、1930 年代に帝国主義が「好んでとった」政策ではなかった。それ等は、国家独占資本主義が 1929 年恐慌の結果として実践されるに至ったことと密接不可分のものであったのである。1929 年恐慌の結果として、国家独占資本主義が体系的に実践されるに至ったことは、国家独占資本主義の内容・本質の把握の相違は別としても、誰しも認めるところであるが、往々その認識は国内経済に限定されているように思われる。しかしながら、如何なる資本主義国といえども対外経済関係を切断することが不可能である限り、国家による国民経済のいわゆる「組織化」としての国家独占資本主義が、必然的に対外経済関係をも「組織化」せざるを得ないことは明らかであろう。⁴⁾「経済ナショナリズム」或いは「ブロック経済」・「広域経済」が政策的に追求した為替管理、清算協定、求償貿易、特惠制、輸入割当、高率関税、輸出入に対する国家信用の供与等、いわゆる「保護・差別・双務主義」的諸措置は、ナチス的国家独占資本主義

にせよ、ニュー・ディールの国家独占資本主義にせよ、国内における管理通貨制をはじめとする通貨・金融・財政・産業諸政策の側面からの国民経済の「組織化」と結合したものであった。ホーレイ・スムート関税の維持がニュー・ディールの実践と結合し、⁵⁾ 清算協定や求償協定がナチスの二次にわたる四ヶ年計画の実践の一部をなすことは、周知のところであろう。なお、踏み込んで言えば、「ブロック経済」・「広域経済」は、単に列強の国内における国家独占資本主義の実践の対外的反映というにとどまらず、勢力圏の危機に内在する、国際経済関係の「組織化」であったとも言えるかも知れない。ただし、ナチスの「広域経済」にせよ、オッタワ協定にせよ、ワシントン輸出入銀行の設立と互惠通商協定によるドル・ブロックの形成にせよ、いずれも植民地・従属国の経済的危機をもその契機としているのである。⁶⁾そして、いずれにせよ、「ブロック経済」・「広域経済」は、単に帝国主義的な分割とは異なって「一定の勢力圏をば国民経済的領域化」し、「その限定的に拡大せられたる領域の内部の諸経済関係を統合し、整備せんとするの」に計画経済の思想又は技術を利用せんとする」特徴を有していたのである。⁷⁾ 試論の域を出るものではないが、「ブロック経済」・「広域経済」は、単に独占資本主義の国際経済関係ではなく、国家独占資本主義の国際経済関係であったと言えるのではないであろうか。

「ハルの原理」としての「自由・無差別・多角主義」は、以上のことからすれば、単に政策としての「保護・差別・双務主義」的措置に対する批判にとどまるものであって、真に「ブロック経済」・「広域経済」の批判とはなりえないものでしかなかった。即ち、求められているのは「ブロック経済」・「広域経済」に替わる、国家独占資本主義の実践を前提とした国際経済関係であったのである。その意味ではハルの処方箋は、カウツキーの処方箋の戯画でしかなかった。「ハルの原理」が有するこのような現実性と観念性の両面については、既に同時代のエコノミストの充分感じるところであった。1941年8月23日のロンドン「エコノミスト」は、一方では大西洋憲章第四項を、「これまで世界の繁栄と進歩の基盤となった貿易上の機会均等の体制を再確

立せんとする凡ての諸国の連帯しての要求を、最も一般的な表現で述べたものである」と肯定的に評価しながらも、「夫々の国がその国内政策を世界の通商・金融情勢にあわせて調整する」ことをもって実践されうる「財と資本の自由移動」は、諸国の国内政策における「ニュー・ディール」と必ずしも両立し難く、その解決こそが戦後再編成の中心問題をなす、と述べていたの⁸⁾である。けだし、諸国の夫々の「ニュー・ディール」と「自由・無差別・多角主義」の共存に対する貴重な警告であったと言えよう。

ところで、以上みてきた観念性とのかわり方で看過しえないのは、「ハルの原理」が国際経済関係を専ら「通商」の側面からのみ取り扱っている点であろう。ハルが最も努力を傾注したのは、「保護・差別・双務主義」的通商制限措置を撤廃し、これを「自由・無差別・多角主義」的通商に置き替えることであった。前に示した1941年5月の演説にある五原則をみても、ハルの意を受けてウェルズがローズヴェルトに提示した大西洋憲章第四項の原案をみても、それは一見して明らかである。ハルや国務省が考えていた戦後国際経済関係再編成構想にあっては、明らかに「通貨・金融」の側面は無視されるか、もしくは通商問題に対して従属的に取扱われていたのである。このようなハルや国務省の態度が何によって生じたのかは、容易に判断し難い。一部はハルが「通貨政策の領域」を「十分理解しえなかった」⁹⁾ことに求められるかも知れぬし、また一部はハルの信奉していた「自由貿易主義」の古典的教義のうちに見出しうるかも知れない。しかし、このような「ハルの原理」の「通商」問題への著しい傾斜が如何なる事情によって生じたかはともあれ、そのこと自体は、「ハルの原理」の限界をなすものであったと言えよう。けだし、予想された貿易上の拡大均衡と相互に規定しあう為替相場の安定と為替取引の自由化とを、換言すれば貨幣上の各国の対外均衡を如何に実現するか、という問題を抜きに、国際経済関係の再編成を語ることは不可能であり、ましてや「自由・無差別・多角主義」的通商を実践することは不可能であったからに他ならない。よしんば、苛酷な賠償取り立てが戦後に行われないとしても、大戦間期と同様に戦後にも多くの貿易不均衡が生じること

は明らかであったし、また管理通貨制の普遍化が予想されるかぎり、何らかの形で各国の貨幣上の対外均衡の実現とその安定化の方途が貿易問題とは独立に考慮されねばならなかったのである。「ハルの原理」は、その意味では、通貨・金融面の「保護・差別・双務主義」的措置を不可欠とした「ブロック経済」・「広域経済」の現実を看過するものでしかなかったのである。

〈注〉

- 1) 『レーニン全集』第22巻、334-336頁参照。
- 2) 「資本の内的諸法則—それは資本の発展の歴史的な初期段階においてはたんに傾向として現われるにすぎない—は、自由競争が展開するかぎりにおいて、またその範囲内でのみ、はじめて法則として指定されるのであり、資本のうえにうちたてられた生産は、それにふさわしい諸形態をとるのである。」（マルクス『経済学批判要綱』III, 599頁）。このマルクスの叙述は、独占資本主義における資本の内的諸法則の把握にも適用しうるのである。
- 3) 帝国主義における貿易政策の研究は、未だ十分論じられていない分野であろう。近い将来筆者はこれについて論ずる機会を得るつもりであるが、さしあたっては吉村正晴「自由化の背景と意義」（『産業労働研究所報』第22号、1960年）「自由化の現代的意義」（『同』第32号、1964年）を参照されたい。
- 4) 「ブロック経済」・「広域経済」を国家独占資本主義の実践とかかわらしめて理解したものは少ない。吉村正晴、前掲論文、松井清「国家独占資本主義と貿易・世界市場」（『近代日本貿易史』第3巻、1963年、有斐閣）等が代表的なものと言えようか。小論も試論の域を出ていないのであり、今後、この問題については実証研究を含めた検討が必要と考えるものである。
- 5) アメリカについては次のことに注意する必要がある。即ち、アメリカ自体が広大な経済領域を有する一種の「広域経済」的国家であり、それ故に極度に閉鎖的な関税政策をも採り得、かつまた後には互惠通商協定、ワシントン輸出入銀行を通じてラテン・アメリカやその他領域をも自己の経済領域に包摂せんとする開放的対外経済政策をも採り得たこと、これにである。
- 6) 一次産品問題を想起されたい。なお、植民地・従属国、及びそれと列強との国際経済関係自体の問題から「ブロック経済」・「広域経済」を研究することが、小論の試論的検討の上に必要であろう。こうした問題については、日本貿易振興会『糖業より見たる広域経済の研究』1944年、栗田書店が先駆的業績であるが、その後目立った実証研究がなされていない。
- 7) 蠟山政道『日満関係の研究』、1933年、斯文書院、320-324頁参照。
- 8) “The Economist”, Aug. 23, 1941, pp. 220-222.
- 9) A.M. Schlesinger, Jr., op. cit., p. 225, 邦訳、186頁。

IV. 「国際協力」の意義

「ハルの原理」の限界のうち、戦後国際経済関係再編成の際に、最も克服されねばならなかったのは、国家独占資本主義の実践を看過していた点に他あるまい。けだし、それがアメリカの特殊的利益を代表しているが故に生ずる諸問題は、戦後再編成がアメリカの産業的・金融的支配力を前提とする限り、イギリスをはじめとする連合国も、普遍的に否定することは困難であったからである。例えば、ビーヴァーブルック卿や N. チェンバレン (Chamberlain, Naville) のような帝国特惠論者や帝国自由貿易主義者が、如何に帝国に愛着を抱こうと、戦後世界経済の再建はアメリカの産業的・金融的支配力に依存しないでは困難であり、また「ブロック経済」・「広域経済」の否定を前提とする限り、彼らの様な色褪せた帝国主義政策もまた否定される運命にあったと言えよう。むしろ問題は、「ブロック経済」・「広域経済」に替わる国家独占資本主義的国际経済関係の創出が、「ハルの原理」としての「自由・無差別・多角主義」では何ら規定されていないところにあった。イギリスをはじめとする連合国にしてみれば、アメリカに依存した戦後世界経済再建を受容せざるをえないとしても、それが故に自国における「完全雇用」「福祉」「経済拡大」等のための国家独占資本主義の実践を放棄するわけにはいかなかったのである。

大西洋憲章第五項は、まさにこのような事情に対応して、即ち「ハルの原理」の限界を克服し、各国の「ニュー・ディール」の実践を前提とした国際経済関係を創出するために、提起されたものに他ならなかった。そこでは何よりも先ず、それぞれの国における「雇用水準の向上、経済的發展、社会保障の改善」の追及が前提とされ、そこからその実現のために「国際協力」が必要とされる、という結論が導き出されていたのである。「エコノミスト」の言葉を借りれば、それこそは「諸国の国内における社会・経済政策の分野でのニュー・ディールと世界通商の分野でのニュー・ディール」を如何に結合するのか、という問題を解決するにあたって試金石をなす筈のものであつ

1)
た。

「国際協力」が戦後国際経済関係再編成の原理とされるべきことを最も明確な理論的枠組をもって説き、かつまたロンドン戦時内閣が大西洋憲章第五項を提案するほど迄にこの原理を現実の政治に持ち込んだのは、他ならない J. M. ケインズであった。その意味では「国際協力」は、「自由・無差別・多角主義」が「ハルの原理」であったことに比すれば、まさしく「ケインズの原理」とも称されうるものであった。

ケインズの「国際協力」に関する理論は、夙に知られているところであるが、簡単に触れておこう。彼によれば、大戦間期に世界経済が縮小し、戦争の危機が生じた基本的要因は、何よりも先ず国内流通貨幣量と国内利子率とが国際収支によって決定されるような「自由放任主義の国内体制と 19 世紀後半において正統的なものであったような国際金本位」に帰せられるべきであった。そのような国際経済関係の枠組の下では、不可避免的に「完全雇用」の実現は「市場獲得競争」を惹起するからである。故に、国際経済関係再編成にあたっては、各国が純粋に国内政策の分野に属する「完全雇用」のための拡張主義的経済政策を実行することが、即ち管理通貨制を実践し、あわせて政府が消費性向と投資誘因との相互関係を調整するような国家独占資本主義的財政金融政策を実践することが前提とされるべきであった。²⁾「国際協力」は、このようなケインズの国内政策に対応する国際政策に他ならなかった。よしんば「完全雇用」のための拡張主義的経済政策が純粋に国内政策の分野に属するとしても、したがってまた国内流通貨幣量と国内利子率を国際収支に従属せしめないとしても、国際収支の継続的悪化が国内拡張政策に制限を加える独立変数である限り、ケインズの処方箋は「対外均衡」という問題設定を通じて、自ずと国内政策から国際経済関係へと移行しなければならなかったのである。「国際協力」は、この問題に対する回答であった。ケインズによれば、問題の解決は、各国が実践する「完全雇用」のための経済政策に対して国際経済関係から加えられる収縮主義的圧力を拡張主義的圧力に替えることによって可能とされるのであり、そのためには以下の四つの「協力」

を主内容とする「国際協力」が必要である、と考えられたのであった。即ち、(1)ケインズの処方箋に従う「完全雇用」のための国内経済政策を各国が同時に実践すること、(2)財政的基礎が堅固にして、十分な生産力を有する中心諸国が、特に意識的に拡張主義的経済政策を採り、もって他国に輸出を可能とさせるような拡張主義的波及力を創造すること、(3)何らかの手段をもって債権国が債務国に積極的に援助を行い、債務国に加えられる収縮主義的圧力を除去すること、(4)以上の処方箋の実践を可能とするためにも、国際金本位制に替わって国際通貨を十分に供給しうる国際通貨制度を創造すること、これ等を主内容とする「国際協力」が必要とされたのである。³⁾

さて、このような「ケインズの原理」としての「国際協力」をみるならば、それが、「完全雇用」に関するケインズの処方箋に基づく国家独占資本主義の実践に対応した国際経済関係を、通貨・金融の側面から国際経済関係を「組織化」することによって創出せんとしたものであることが明らかであろう。「ケインズの原理」は「ハルの原理」の限界を一面では補完するものであり、またロンドン戦時内閣の方針を規定し、かつ「ニュー・ディール」の指導者であったローズヴェルト政権にも受容されうる現実性を有していたのである。別言すれば、「国際協力」を戦後再編成構想の原理として採用することにより、大西洋憲章の経済条項は、「ブロック経済」・「広域経済」に替わる「組織された」国際経済関係を樹立することを展望しえたのであった。だが、「ケインズの原理」が「ハルの原理」の限界を補うものであったとしても、それは調和的に果されうるものであったのであろうか。更にまた、「原理」なるものがしばしば有する宿命とも言えるのであるが、「ケインズの原理」には現実性とともに関念性は存在しなかったのであろうか。大西洋憲章が示した戦後国際経済再編成構想の本質・内容、その宿命を把握するには、これらの点に立入っておかねばなるまい。

〈注〉

1) "The Economist", op. cit., p. 222.

2) ケインズの以上の理論及び政策については、J. M. Keynes, The General Theory

of Employment, Interest and Money, 1936, pp. 333-384, 邦訳 375-435 頁参照。

- 3) ケインズの「国際協力」に関する叙途は、The Means to Prosperity, 1933, Proposals for an International Clearing Union, 1942 が代表的なものとされよう。なお、蛇足ではあるが、ケインズの「国際協力」は、いついかなる時でも、厳密に四つの内容を備えていたとは言えないであろうし、またその夫々についても、並列的に等しい重みをもって主張されていたとも言えるものではない。だが、ケインズの理論から直ちに四つの「協力」が政策として具体化されうること、並びにその時々におけるケインズの「国際協力」の構図の中に四つの「協力」が何らかの形で配置されていることは確かであろう。

V. 戦後国際経済関係再編成の宿命

二つの原理は、容易に整合し調和しうるものではなかった。何よりもそれらは、「完全雇用」を含む世界経済の拡大均衡と平和に対する政策的接近を、まったく異なる方向から行わんとするものであった。「ハルの原理」によれば、「繁栄と平和」は、「門戸開放」による国際経済関係の自律的諸機能によって果され、「ケインズの原理」によれば、国際経済関係の制約から解き離れた国内政策によって果されうるものとされていたのである。二つの原理が両立するためには、二つの原理を調和させるための手段がなければならぬ。戦後にはアメリカ以外の諸国、わけてもヨーロッパ諸国が輸入超過に陥ることは、更にまたそれらの諸国の対外投資が戦前に比して余りに僅かの投資収益しか獲得しえないであろうことは、自明でさえあったのである。「ハルの原理」が無条件に実践されるならば、ヨーロッパ諸国の「完全雇用」のための国内経済政策は、たちどころに国際収支の側面から多大の制約に直面したに違いなかった。そして、無条件に「完全雇用」のためのケインズの国内政策に関する処方箋を実践するためには、アメリカ以外の諸国は、「保護・差別・双務主義」的な貿易・為替取引制限措置を採らざるを得ないこともまた明らかであった。それ故遠い将来ではなく、近い将来において大西洋憲章の経済条項は、自己分裂する可能性を秘めていたのである。

では、二つの原理を調和する手段は無かったのであろうか。おそらくは次の問いに対する肯定的な回答のみが、調和のための唯一の途であった。「国

「国際協力」が「自由・無差別・多角主義」の実現を保証する程迄に世界貿易に拡張主義的圧力を加えることが可能ならば、二つの原理の調和が実現するのではないであろうか。しかしながら、これに肯定的回答を与えるには、二重に問題が存在していたとみるべきであろう。即ちこの途による調和は困難であった。

第一に、「自由・無差別・多角主義」の実現を保証する程迄に世界貿易に拡張主義的圧力を加えうるような「国際協力」は、果して実現可能であったろうか。おそらくは、それは債権国たるアメリカに、多大の無料奉仕を強いることによつてのみ可能となるものに違ひなかつた。「国際協力」は、各国がケインズの国内政策に関する処方箋を一斉に実践する、という点を除けば、ほとんど債権国の「協力」に依存するものであったからである。「ハルの原理」がアメリカの特殊的利益を代表するものであったように、「ケインズの原理」は、イギリスや諸他列強の特殊的利益を代表するものであり、したがつてアメリカの特殊的利益との衝突を避けうるものではなかつたのである。「自由貿易主義」が歴史上そうであったように、「ハルの原理」も「ケインズの原理」も、凡ての諸国の夫々に最大限に経済的に合理的な普遍的原理たりえなかつたのである。「自由・無差別・多角主義」的通商が実現するほど迄に世界貿易に拡張主義的圧力を加える「国際協力」は、その時々列強の政治的・経済的諸力の絡みあう現実の中で、傾向的に追及される一理念にとどまる運命を有するもの、と結論できるのである。

第二に、「国際協力」は、すぐれて通貨・金融の側面から各国の貨幣的・総量的対外均衡を実現すべく拡張主義的圧力を加えるものに他ならなかつた。だが、それは世界貿易の伸長に資するとしても「自由・無差別・多角主義」的通商の実現をもたらすようなものであったのであろうか。

もとより、通貨・金融面での、従つてまた貨幣的・総量的にみた場合の国際収支の均衡と、その国の通商面での或る種の対外均衡—それは何も輸出入の均衡を意味するものではない—とは、別個のものに他ならない。通貨・金融面での対外均衡が一定の影響を与えろとはいへ、通商面での対外均衡は、

独立変数をなし、それ自体が通貨・金融面での均衡をも支えるのである。けだし、外国貿易は勿論、資本輸出入でさえも、現実資本の蓄積を反映するものなのである。しかるに、「ケインズの原理」としての「国際協力」は、確かに投資と貯蓄との対立、生産と消費の乖離を理解し、所与の現実資本の蓄積に貨幣資本の蓄積を従属させんとするものではあっても、通商面での均衡問題に確たる答えを用意したものではなかったのである。「ケインズの原理」は、「ハルの原理」が余りに通商面に傾斜していたのに対して、余りに通貨・金融面に傾斜していたのであった。しかも、通商面の均衡は、通商の、従ってまた生産の質と切り離し難いことは明らかであるにもかかわらず、「ケインズの原理」は余りに量的均衡の問題に傾斜しすぎていたのである。「ケインズの原理」は通商の側面での均衡に、二重の意味で回答を与えてはいなかった¹⁾と言えよう。

では「自由・無差別・多角主義」は、「国際協力」が貨幣的・総量的均衡を実現するのに対応して、通商面の均衡を実現するものであったのであろうか。古典派の教義によればそうであるが、それが現実を律しえないことは既に明らかなるところである。しかも、「自由・無差別・多角主義」的通商は、アメリカの生産力と産業構造に適合的な通商上での世界的な拡大均衡を創出せんとするものであった。アメリカ以外の諸他列強は、「自由・無差別・多角主義」を実践すれば、たとえ「国際協力」によって貨幣的・総量的な国際収支の均衡を得たとしても、自己が合理的と望む現実資本の調整に制限を受けることになるのである。これは、直ちに諸他列強の望む「完全雇用」のための国内政策に制限の加わることを意味するものでしかなかった。けだし、国家独占資本主義は、ケインズの処方箋を越えて生産の質の領域にも、したがって通商の領域にもかかわっていたのである。「ブロック経済」・「広域経済」下で支配的であった「保護・差別・双務主義」的貿易制限措置は、単に貨幣的・総量的国際収支均衡を実現せんとするものではなく、意識的に特定産業を保護・奨励する産業政策の必然的結果でもあったのである。それ故、「ハルの原理」を克服して「ブロック経済」・「広域経済」に替わる国家独占資本

主義的国際経済関係を創出せんとするならば、「ケインズの原理」にみられる通貨・金融面での「組織化」とどまらず、通商面での「組織化」をも含んだ再編政策が提起されなければならなかったと言えよう。しかしそれは「ケインズの原理」としての「国際協力」の及ばないところであったのである。かくして、「国際協力」は、それが如何に実現されようとも「自由・無差別・多角主義」的通商の実現を保証するものではなかった、と結論しうるのである。

では、何故ケインズは、この問題を残したのであろうか。何故ケインズは通貨・金融面からのみ国際経済関係の再編成を論じたのであろうか。ケインズが本来は自由貿易主義者であったとする答²⁾え、更には彼もまた異端のそれではあっても結局は「シティのペンギン鳥」でしかなかったという答³⁾えは、ありうるにしても決して満足すべきものではないであらう。何となれば、ケインズは、通商の側面にも多大の注意を払って、1930年代には一つの将来を構想していたからである。

ケインズが「国際協力」の構図をはじめて描いたのは、1933年の夏であった。ロンドン世界経済会議を前に、彼は「タイムズ」に連載され、パンフレットとしても公刊された『繁栄への道』を書き、そこで後に「国際協力」と言われるようになった処方箋を示したのであった。だが、ケインズは、それだけでは満足していなかった。『繁栄への道』とほとんど同時に、彼は「ニュー・ステーツマン・アンド・ネーション」と「イェール・レビュー」に『国家的自給自足』なる一論文を一両誌の論文はほとんど同一のものである一発表し、そこで彼は「自由貿易主義」の将来に見切りをつけ、管理された貿易⁴⁾に基づく「国家的自給自足」を提唱していたのである。『繁栄への道』における国際主義的な処方箋と、『国家的自給自足』における「経済ナショナリスト」の処方箋、この二つの処方箋はこれ迄は、少なくとも両立し難いものであると考えられ、二者択一の処方箋をケインズが示したものと理解されてきた。だが、果してそうであらうか。純理論的に言うならば、「国際協力」は通貨・金融の側面からのみ世界経済の拡大均衡を実現せんとするも

のであった限り、通商の側面でのみ語られる「国家的自給自足」に相反するとは限らないのである。無論、ケインズとて両立しうるものとしてこれらの二つの処方箋を与えたものではあるまい。だが、少くともまったく相反する二つの処方箋とは言えない面があるのである。現に大西洋憲章以後の英米交渉の中でも、ケインズは通貨・金融に関する英米交渉を進める一方、通商問題については「自由・無差別・多角主義」的構想の具体化にしばらく懐疑的態度をとり、しかも「国家的自給自足」的構想をすら用意していたのである⁶⁾。結論的に言うならば、ケインズは「自由・無差別・多角主義」による通商面での世界経済の拡大均衡に否定的な態度を有していたと言えるのである。では、何故ケインズは「自由・無差別・多角主義」に替わる、しかも「国家的自給自足」でもない通商面での国際経済関係再編成構想を提示しなかったのであろうか。強いて推測すれば、それは次の様な事情によると思われる。即ち、通商面で国際経済関係を「組織化」とすれば、最も明快な答えは「官憲主義」的な方向でなされがちなものであるが、ケインズはこれを嫌っていたからである。そしてまた、「自由主義」的要素を基本として通商面で国際経済関係を「組織化」するには、画一的な原理を建てることが困難であらうからである。このことは、「自由・無差別・多角主義」的通商機構としての ITO（国際貿易機構）に対するケインズの態度の中にうかがうこともできよう。ケインズは、アメリカの望む「自由・無差別・多角主義」に多くの抜け穴があげられ、かくしてトルーマンが議会に比准を求めるのを断念せざるを得ないようなものになった時、はじめて ITO に賛意を表したのである⁶⁾。

なお、国内政策に関するケインズの処方箋が短期的なものであるが故に、ケインズが「もし、われわれの中央統制が實際上可能な限りでの完全雇用以最も近い状態に対応する産出高数量を確立することに成功すれば、古典派理論はその点以降ふたたびそれ自身の本領に入る」と述べたことが、国際経済関係にも妥当するとみるには、些か無理があることにも注意しておこう。ケインズはこの点については確たることを述べてはいないのであるが、既に述

べた事情の延長上から回答は容易にできよう。「国際協力」は通商面での均衡を創出するとは言い難いものであったし、更にまた何らかの「中央統制」をもって通商面での均衡が各国に、したがってまた世界経済に生じたとしても、それが「自然な均衡」であるか否かは確かでないのである。

さて、既に見たところから、次のことが明らかであろう。即ち、「ケインズの原理」たる「国際協力」は、それ自体が有する限界の故に、そしてまたその本来的内容からして、「ハルの原理」たる「自由・無差別・多角主義」とは調和し難く、それ故に大西洋憲章が描いた戦後国際経済再編成構想には対立的性格が付与されていた、ということがである。将来の現実への対応とともに、二つの原理の調停の課題が再編成構想の将来に宿命的に課せられたのである。

では、ブレトン・ウッズ協定と ITO にみられる戦後国際経済関係再編成構想の制度的具体化は如何に二つの原理を調停したのであろうか更にまた戦後の現実是如何に戦後再編成を規定し、戦後再編成の実践は二つの原理の規定を如何に受けつつ果されていったのであろうか。この問題の検討を含んで戦後再編成の基本論理を検討することが求められよう。次稿の課題とした。

〈注〉

- 1) 通商の質を問題にしない通商政策或いは対外均衡政策が破綻した例は、ランビエ以来の国際的需要管理政策—それはケインズの「国際協力」のうち、第2の内容を追及したものであったが—の実践の結果、国際収支不均衡問題が拡大したことに、求められよう。なお、国際収支の均衡、貿易収支の均衡問題は、未だマルクス経済学の十分解明していない分野である。近年刊行された木下悦二『国際経済の理論』1979年、有斐閣、或いは村岡俊三「対外バランス」(木下悦二編『貿易論入門』、1970年、有斐閣)、同「国際収支」(小野朝男、西村閑也編『国際金融論入門』、1975年、有斐閣)が、今後の研究に貴重な教示を与えているので参照されたい。筆者も、別の機会に、これについて論ずる所存である。
- 2) R. F. Harrod, op. cit. はこうした立場の代表であらう。
- 3) A. J. P. T aylor, English History 1914-1945, 1970 (Pelican Books ed.), p. 429. 邦訳『イギリス現代史』II, 1968年、みすず書房、34頁。
- 4) J. M. Keynes, National Self-Sufficiency, "Yale Review", Vol. XXII, No. 4, 1933,

and “The New Statesman and Nation” Vol. VI, No. 124, 125, 1933, 参照。

- 5) R. F. Harrod, op. cit., pp. 567-568, 邦訳 (下) 626 頁, 参照。そこで紹介されているリーシング宛のケインズの手紙は、ほとんど National Self-Sufficiency から出てくる結論と同一のものであろう。ハロッドは、これをまじめにはとりあげていないが、それは些か、ケインズの真意を十分に汲んだものとは言えないのではなかろうか。ケインズ全集の刊行にあわせて、こうした問題についての十分な検討が待たれる。即ち、自由貿易主義的方向の通商関係をケインズが望んだことと、自由貿易主義的通商を無条件に肯定することとの間には、国家独占資本主義の実践より生ずる大きな断絶が存在することに注意しなければならない。
- 6) ハロッドは, ibid., pp. 609-610, 邦訳 (下), 668-669 頁, でケインズが「自由・無差別・多角」的通商に賛成したとしているが、それもまたケインズの真意を必ずしも伝えているとは思われない。
- 7) J. M. Keynes, The General Theory, p. 378, 邦訳 430 頁。